



県章

山形県公報

平成27年10月9日(金)

第2687号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県立農業大学校条例施行規則等の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……1236

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……1238

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同

○指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1239

○指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同

○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1240

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同

○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……同

○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

○種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……1241

○県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同

○道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同

○県道の供用の開始……………(同) ……1242

○市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同

○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……同

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同

○建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任……………(建築住宅課) ……1243

○同……………(同) ……同

○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(同) ……1244

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………1245

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同

○同……………(同) ……1256

○平成28年度山形県立農林大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……1268

○一般競争入札の公告……………(建設企画課) ……同

規 則

山形県立農業大学校条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第60号

山形県立農業大学校条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立農業大学校条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立農業大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立農林大学校条例施行規則

第1条中「山形県立農業大学校条例」を「山形県立農林大学校条例」に改める。

第3条中「50名」を「60名」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(7) 林業経営学科

別表第1第2項を次のように改める。

2 農林業専門共通科目

教科目	第1学年		第2学年	
	時間数	単位数	時間数	単位数
農林業と経営管理基礎	16	1		
農林業生産概論	16	1		
複式簿記Ⅰ	32	2		
先進経営者研究	16	1		
ICT活用Ⅰ	32	2		
食料・農林業・環境講座	16	1		
農業機械Ⅰ	16	1		
農業機械実習Ⅰ	40	1		
マーケティング基礎	16	1		
6次産業化	16	1		
卒業論文計画	32	2		
特別講義Ⅰ	16	1		
財務管理			32	2
海外農林業			80	2
ICT活用Ⅱ			16	1
農業機械Ⅱ			16	1
マーケティング演習			16	1
農林業への県民理解			16	1
卒業論文			224	14
特別講義Ⅱ			16	1
（自由選択科目）				
応用英語Ⅰ	16	1		
販売管理	32	2		
複式簿記Ⅱ	32	2		
毒物・劇物資格講座	32	2		
応用英語Ⅱ			16	1
情報発信とネットビジネス			16	1
農業機械実習Ⅱ			40	1
農業機械実習Ⅲ			120	3

別表第1第3項第1号から第5号までの規定中「先進農業者等体験学習」を「先進農林業者等体験学習」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 林業経営学科

教科目	第1学年		第2学年	
	時間数	単位数	時間数	単位数
森林・林業概論	16	1		
森林生態	16	1		
樹木	32	2		
樹木医	32	2		
森林情報	16	1		
労働安全管理と救急救命	32	2		
造林・育林Ⅰ	32	2		
森林保護	16	1		
林業機械	32	2		
森林計測	16	1		
林産	32	2		
森林管理実習Ⅰ	280	7		
林業機械実習Ⅰ	120	3		
林産実習Ⅰ	40	1		
地域協働研究	40	1		
先進農林業者等体験学習	160	4		
森林政策			16	1
森林環境			16	1
森林機能保全			16	1
森林経営			32	2
造林・育林Ⅱ			32	2
森林路網			16	1
森林管理実習Ⅱ			320	8
林業機械実習Ⅱ			200	5
林産実習Ⅱ			80	2

別表第2を次のように改める。

別表第2

農林業者技術力・経営力高度化研修課程
新規就農研修課程
県民農林業理解促進研修課程

(山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則（平成18年7月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則

第1条中「山形県立農業大学校の授業料等徴収条例」を「山形県立農林大学校の授業料等徴収条例」に改める。

第3条第3号中「山形県立農業大学校条例施行規則」を「山形県立農林大学校条例施行規則」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「山形県立農業大学校長」を「山形県立農林大学校長」に、

「山形県立農業大学校 学科 年」を「山形県立農林大学校 学科 年」に、「山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則」を「山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に山形県立農業大学校に在籍する者に係る教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表農業大学校長の項を次のように改める。

農林大学校長	1 山形県立農林大学校条例施行規則に基づく次の事項 (1) 第2条の規定による次の事項 イ 山形県立農林大学校条例（以下この項において「条例」という。）第2条の規定による研修部の修業期間に関すること ロ 条例第3条の規定による入校資格の認定に関すること ハ 条例第4条の規定による入校の許可に関すること ニ 条例第5条の規定による戒告処分等に関すること (2) 第5条第2項の規定による教科目又は時間数の変更に関すること (3) 第6条第1項ただし書の規定による休業日の決定又は休業日の授業の実施に関すること (4) 第6条第2項の規定による春期休業等の期間の決定に関すること (5) 第9条の規定による誓約書の受理に関すること (6) 第11条の規定による休校又は退校の許可に関すること (7) 第12条の規定による卒業証書の授与に関すること (8) 第13条の規定による褒賞に関すること (9) 第16条の規定による修了証書の授与に関すること 2 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則に基づく次の事項 (1) 第2条の規定による次の事項 イ 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例（以下この項において「条例」という。）第9条の規定による授業料、寮使用料及び入校料の免除又はその徴収の猶予に関すること ロ 条例第10条の規定による寮使用料の還付に関すること
--------	---

告 示

山形県告示第836号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
マトリックスステーション株式会社 新庄市大字松本277番地	グループホーム鳥越 新庄市大字鳥越1501番地の9	共同生活援助	平成27.10.1

山形県告示第837号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人米沢栄光の里 米沢市万世町梓山5494番地1 しょうがい者支援施設松風園内	しょうがい者相談支援事業所 すてっぷ 米沢市東二丁目8番54号	平成27. 10. 1

山形県告示第838号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社MSC	デイサービス燦燦 飽海郡遊佐町遊佐字南大坪12番地1	通 所 介 護	平成27. 9. 24

山形県告示第839号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社MSC	デイサービス燦燦 飽海郡遊佐町遊佐字南大坪12番地1	介護予防通所介護	平成27. 9. 24

山形県告示第840号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人びーす	訪問看護ステーションびーす 酒田市下安町15番地の5	訪 問 看 護	平成27. 8. 31
特定非営利活動法人びーす	ヘルパーステーションびーす 酒田市下安町15番地の5	訪 問 介 護	同
株式会社ライフパートナー	デイサービスセンターめぐみ東大町 酒田市東大町三丁目40番地8B	通 所 介 護	同 9. 30
有限会社カワムラ	デイサービス燦燦 飽海郡遊佐町遊佐字南大坪12番地1	通 所 介 護	同

山形県告示第841号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人ピーす	訪問看護ステーションピーす 酒田市下安町15番地の5	介護予防訪問看護	平成27. 8. 31
特定非営利活動法人ピーす	ヘルパーステーションピーす 酒田市下安町15番地の5	介護予防訪問介護	同
有限会社カワムラ	デイサービス燦燦 飽海郡遊佐町遊佐字南大坪12番地1	介護予防通所介護	同 9. 30

山形県告示第842号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ふじの里 鶴岡市藤の花一丁目18番地1	障がい福祉サービス根っ子杉 鶴岡市藤の花一丁目20番地1	自立訓練（生活訓練）	平成27. 9. 25

山形県告示第843号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.45%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年9月18日から適用する。
- 平成27年9月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第844号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年9月18日から適用する。
- 平成27年9月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第845号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称（氏 名）
11351294988	牛	黒毛和種	冬 景 21	新庄市大字鳥越 字一本松1076番 地	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

山形県告示第846号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営西郷名取地区土地改良事業（農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営西郷名取地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成27年10月15日から同年11月13日まで
- 4 その他
この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月9日から同月22日まで縦覧に供する。
平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字庭月字切欠上ノ野2969番2から 同 2830番2まで	旧	7.3メートル } 6.3	60メートル
同 上	新	24.0メートル } 6.3	同 上

山形県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月9日から同月22日まで縦覧に供する。
平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字庭月字切欠上ノ野2969番2から
同 2830番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月9日

山形県告示第849号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鶴岡都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名称 鶴岡市茅原北土地区画整理事業
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第850号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鶴岡都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・19号山王町本町線
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第851号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。
平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 菅沢
- 2 土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
山形市		菅沢	鬼越	255	1号及び7号から9号まで
			水瀉	726-10	2号

			水 瀉	726-4	3号
		すげさわの 丘		213-1	4号
				210-1	5号
		菅 沢	鬼 越	606-4	6号

山形県告示第852号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人ベターリビング
- (2) 住所 東京都千代田区富士見二丁目7番2号

2 業務区域

山形県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区富士見二丁目7番2号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物（一般財団法人ベターリビングの構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定

- (1) 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
- (2) 高さが31メートルを超える建築物
- (3) 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物

5 業務の開始の日

平成27年9月9日

山形県告示第853号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人住宅金融普及協会
- (2) 住所 東京都文京区関口一丁目24番2号

2 業務区域

山形県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目24番2号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物（一般財団法人住宅金融普及協会の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定

- (1) 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
- (2) 高さが31メートルを超える建築物

(3) 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物

5 業務の開始の日

平成27年9月9日

山形県告示第854号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 届出の内容

(1) 指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

変更前	変更後	変更年月日
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	平成27. 9. 28

(2) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	変更後	変更年月日
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	平成27. 9. 28
	愛知県名古屋市中区錦町三丁目7番9号	

山形県告示第855号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中 「 南館三丁目7番4号 」 を 「 南館三丁目14番8号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成27年10月26日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月9日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表山形県立中央病院の項中「腫瘍内科」を「感染症内科、腫瘍内科」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所及び関係町役場において平成28年2月9日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
庄内アークプラザ
鶴岡市中野京田字上大坪2番1号外
- (2) 変更した事項
イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 勝 司
有 限 会 社 ガ イ パ 大 坪	鶴岡市布目甲110番地	水 口 順 子
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 雅 俊
有 限 会 社 ガ イ パ 大 坪	鶴岡市布目甲110番地	水 口 順 子
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中正人
----------	-----------------------	------

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アーランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂本勝司
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中正人
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合宏光
ロイヤルネットワーク株式会社	酒田市新橋一丁目4番10号	仲條啓三
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋本奈保子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アーランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂本雅俊
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中正人
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合映治
ロイヤルネットワーク株式会社	酒田市浜田一丁目7番20号	仲條啓介
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋本奈保子

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項

(イ) アーランドサカモト株式会社に係るもの 平成25年2月21日

(ロ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) アーランドサカモト株式会社に係るもの 平成25年2月21日

(ロ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ハ) 株式会社セリアに係るもの 平成26年6月24日

(ニ) ロイヤルネットワーク株式会社に係るもの

a 住所に係るもの 平成20年7月8日

b 代表者の氏名に係るもの 平成24年1月1日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ長井店

長井市館町南3949番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	大 島 康 広
株 式 会 社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子

株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松倉公一
株式会社プラザクリエイトストアーズ	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島康広

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(ハ) 株式会社プラザクリエイトストアーズに係るもの 平成26年4月1日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ余目店

東田川郡庄内町余目字滑石38番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤廣

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ天童中央店

天童市東本町一丁目39番1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

- 5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ショッピングセンターヤマザワ新庄店
 新庄市金沢字大道上2033番の4外

(2) 変更した事項

- イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

- ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
株式会社フラワーワークス 鳴子	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号	木 村 幹 彦
株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗	西村山郡河北町大字溝延535番地2	丹 野 慎 也
有 限 会 社 天 童 書 店	天童市北久野本二丁目4番6号	佐 藤 恒 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株式会社フラワーワークス 鳴子	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号	木 村 幹 彦
株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗	西村山郡河北町大字溝延535番地2	丹 野 慎 也
有 限 会 社 天 童 書 店	天童市北久野本二丁目4番6号	佐 藤 恒 雄

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店

寒河江市大字寒河江字横道65番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
株式会社フラワーワークス 鳴子	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号	木 村 幹 彦

有 限 会 社 梅 の 家	天童市一日町二丁目 4 番45号	国 井 久 男
株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗	西村山郡河北町大字溝延535番地 2	丹 野 慎 也
株 式 会 社 タ ッ ミ ヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	古 山 利 昭
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号	野 中 正 人
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 廣
株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗	西村山郡河北町大字溝延535番地 2	丹 野 慎 也
未 定		

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年 5 月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年 5 月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年 3 月11日

(4) 届出年月日

平成27年 9 月 3 日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年 2 月 9 日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ北町店

山形市桜町四丁目 4 番21号外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
有限会社 緋 屋	山形市飯塚町字西原北1074番地1	東海林 文 明
株式会社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株式会社 志 鎌 園	山形市流通センター二丁目5番地の4	志 鎌 秀 人
株式会社 タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株式会社フラワーワークス 鳴子	宮城県仙台市若林区御町三丁目4番5号	木 村 幹 彦
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	大 島 康 広
株式会社 キャンドゥ	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	城 戸 一 弥
有限会社 さとう 食品	東村山郡中山町大字長崎4215-2	佐 藤 誠
株式会社 ナチュラルカンパ ニー	福島県郡山市富田町字丸山2-2	渡 部 建 二

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
有限会社 緋 屋	山形市飯塚町字西原北1074番地1	東海林 文 明
株式会社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株式会社 志 鎌 園	山形市流通センター二丁目5番地の4	志 鎌 秀 人
株式会社 タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努

株式会社フラワーワークス 鳴子	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号	木 村 幹 彦
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城 戸 一 弥
株式会社ナチュラルカンパニー	福島県郡山市富田町字下曲田10番2号リュミエール富田1-F	渡 部 建 二

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(ハ) 株式会社キャンドウに係るもの 平成24年4月2日

(ニ) 株式会社ナチュラルカンパニーに係るもの 平成23年7月12日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ東大町店

酒田市東大町三丁目36番3外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進

株式会社奥羽カラー現像所	山形市南四番町1番24号	大塚 康 弘
--------------	--------------	--------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株式会社大塚カラー	栃木県鹿沼市深津854番地5	大塚 康 弘

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(ハ) 株式会社大塚カラーに係るもの 平成23年4月1日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

9 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ相生町店

米沢市相生町1773番3外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	高 橋 国 夫

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	高 橋 国 夫

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明

(3) 変更年月日

イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

ロ 株式会社エイアンドシーに係るもの 平成25年6月14日

(4) 届出年月日

平成27年9月3日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所及び関係町役場において平成28年2月9日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ旭新町店

酒田市旭新町16番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤進

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤廣

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ漆山店

山形市大字漆山2570番1

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
渡辺弘英	山形市大字七浦599番地1	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
渡辺弘英	山形市大字七浦599番地1	

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

村山ショッピングプラザ

村山市楯岡新町三丁目5381番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中正人
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一
嘉規正嗣	村山市楯岡十日町3番17号	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中正人
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一
嘉規正嗣	村山市楯岡十日町3番17号	

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏

名並びに主たる事務所の所在地)

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ山居町店

酒田市山居町二丁目5番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
橋 本 井 園 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
橋 本 井 園 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店
西村山郡河北町谷地字砂田70番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株 式 会 社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株 式 会 社 港 屋 花 店	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の7	渡 邊 貞 雄
有 限 会 社 三 沢 写 真 館	西村山郡河北町谷地己53番地	三 澤 光 年

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株 式 会 社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株 式 会 社 港 屋 花 店	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の7	渡 邊 貞 雄
有 限 会 社 三 沢 写 真 館	西村山郡河北町谷地己53番地	三 澤 光 年

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ鶴岡宝田店

鶴岡市宝田二丁目10番50外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
有 限 会 社 達 商	鶴岡市宝田三丁目9番22号	阿 達 満

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ高島店

東置賜郡高島町大字高島字渋作287番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
野口俊明	南陽市宮内2743番地の4	
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤進

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
野口俊明	南陽市宮内2743番地の4	
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤廣

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江西店

寒河江市中郷字角田1600番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

9 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

成沢ショッピングセンター

山形市成沢西五丁目3番2号

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社須藤不動産	天童市東久野本一丁目1番12号	須 藤 芳 男

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社須藤不動産	天童市東久野本一丁目1番12号	須 藤 芳 男

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
有限会社ぶんぶん堂	天童市五日町二丁目1番19号	後 藤 文 彦
有限会社メガネのスズキ	上山市二日町7番6号	鈴 木 藤 夫
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子

株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	大島康広
--------------	---------------	------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古山利昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤 廣
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野博丈
有限会社メガネのスズキ	上山市二日町7番6号	鈴木伸一
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松倉公一
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁目の目東町5番35号	橋本奈保子
株式会社プラザクリエイト ストアーズ	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島康広

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

(ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(ハ) 有限会社メガネのスズキに係るもの 平成23年8月15日

(ニ) 株式会社プラザクリエイトストアーズに係るもの 平成26年4月1日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

10 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

堀川町ショッピングプラザ

米沢市堀川町2309番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄

株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
------------	----------------	-------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
株式会社こまつ書店	山形市寿町10番27号	小 松 芳 一
未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株式会社こまつ書店	山形市寿町10番27号	小 松 芳 一
未 定		

(3) 変更年月日

イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

ロ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

(4) 届出年月日

平成27年9月4日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月9日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

平成28年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

60名

2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成28年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

(1) 推薦入校 平成27年10月29日（木）から同年11月6日（金）まで

(2) 一般入校（前期） 平成27年11月25日（水）から同年12月1日（火）まで

（後期） 平成28年3月1日（火）から同月8日（火）まで

4 選考試験

(1) 推薦入校

イ 期 日 平成27年11月13日（金）

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般入校

イ 期 日 前期：平成27年12月7日（月）

後期：平成28年3月14日（月）

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

(1) 山形県立農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成28年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。

(2) 詳細については、山形県立農業大学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2414）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 平成27年11月20日（金） 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成33年2月28日まで

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成28年3月1日から平成33年2月28日までの期間に相当する料金の総価のうち1箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) JIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受け、又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

(6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。

(8) 共同企業体の構成員のうち1者以上が(5)の要件を満たしていること。

(9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2685

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）（以下これらを「申請書等」という。）を平成27年11月2日（月）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Lease of hardware and software and datacenter for the Yamagata Prefecture Electronic browsing System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. November 20, 2015
- (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2685